

第796回:短・止・改の全人代

中国年初の重要イベントである第14期全国人民代表大会(全人代=国会)が3月11日に閉幕し、24年のGDP目標を「前年比+5.0%前後」とする政府活動報告や国防費7.2%増などを含む予算案が承認された。

全人代は中国の恒例行事、開催期間は約2週間といったところ。だが、今年は新型コロナの“会合自粛”がとくに終わっているにも拘わらず7日間の最短国会だった。おまけに、これまで李鵬⇒朱鎔基⇒温家宝⇒李克強と、歴代首相に引き継がれてきた全人代最終日の記者会見が急遽今年より中止されることになり、“竹のカーテン”に覆われ、視界不良の中国政治を垣間見る数少ない機会の一つがこれで失われることになった。そして、これに追い打ちをかけるように、今年的全人代では約40年前に制定された「国務院組織法」の改正が行われ、「中国政府」に対する「中国共産党」の指導を強化することが明文化された。

今年的全人代に寸評を加えれば、①会期短縮、②記者会見中止、③国務院組織法改正の短・止・改で、「首相(国務院総理)の地位」および「全人代の開放性」がダブルで低下した歴史的大会と云えようか。

全人代では経済政策もそれなりに公表されてはいるが、短・止・改のトリプルパンチのせいで、説明不足の感が否めない。そんなわけで今年の経済政策の要点を改めて整理してみよう。

前年並みの目標値

今年GDP目標を、前年並みの「前年比+5.0%前後」と設定。OECDは中国の今年の成長率を+4.7%、IMFは+4.6%、世銀は+4.5%と予想するように、世界の大方は中国経済が“+4%台”に鈍化するとみており、中国政府がこれに一矢報いんと反駁した恰好になった。だが、“前年並み”の据え置きについては、中国内部で異論も多かったようで、李強首相が、「目標実現は容易ではない。政策支援を講じた上で、倍の努力が必要だ」と演説したのが印象的であった。

不動産不況と金融リスク

24年1~2月の不動産統計によると、不動産開発投資=前年同期比▲9.0%、新築住宅販売面積=▲23.8%、新築住宅販売額=▲32.7%、国内融資=▲10.3%と劣勢は収まる気配がない。李強首相は昨年を回顧し不動産開発会社の経営危機に効果的に対処したとして、今年は「国有、民営などさまざまな不動産企業に対する適正な資金需要を平等に満たすことで、市場の安定と健全な発展を促進する」とシステミックリスクの防止につとめる考えを明らかにした。

全人代で倪虹住房和城郷建設部長(=建設相)が、低迷する不動産市場につき「深刻な債務超過に陥り、経営能力を失った不動産会社は法治と市場原則に従い、倒産すべきは倒産させ、リストラすべきはリストラさせる必要がある」と強硬論を吐露したのが国内外の大ニュースになった。

だが、その一方で中国政府は業界支援策として、融資基準に適合し「ホワイトリスト」に登録された不動産プロジェクトについては、商業銀行に対し不動産会社向け融資の承認手続きを急ぐよう指導しており、硬軟両面戦略で臨む方針。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

ここで明確にする必要があるのは、中国政府の救済対象の軸足が、不動産会社ではなくて優良不動産物件に置かれていることだ。バブル崩壊のツケを投資家(不動産の買い手)のみに負わせるのではなく、地方政府と金融機関にも「応分のリスク負担」をさせようとする考えである。手付は打ったが、いつまで経っても物件が引き渡されず怒髪衝冠の被害者たちが、どれだけこの政策を理解しているかは不詳だが。

財政政策とトリック

財政赤字の対GDP比は、昨年と同様に「3%」を目標とすることが決まり、国内消費を押し上げる大規模な財政刺激策を期待していた内外投資家にとってやや期待外れの結果となった。だが、その裏で景気浮揚策として超長期特別国債を今後、“数年連続で発行する”ことが公表されたのは朗報だった。初年度(24年)の発行額は1兆円で、用途は「強国路線や民族復興に関する重要PJの支援」と説明されたのみだが、食料やエネルギー、サプライチェーン、都市化に関連した事業の財源とする見方が有力だ。

因みに中国は昨秋にも1兆元の特別国債発行を打ち出し、その関係で23年の財政赤字が(目標の3%を超過し)GDP比3.8%に修正されることになったが、今回の特別国債は通常予算に計上されないスキームがミソで、財政赤字比率に影響しない。中国はこの手口で財政赤字目標値を前年並みの3%に据え置くことが可能となった。まるでHoudini、はたまた、ゼンジー北京のようなトリックだ。

産業政策と新三種

李強首相は全人代で、イノベーションと先進分野に基づく経済発展の必要に力点を置いた政府活動報告を行った。産業政策として、新素材、新薬など先端新興産業を重点的に発展させる方針が明らかとなる中、特に注目を集めたのが、成長目標まで踏み込んだ水素エネルギー産業で、スマートコネクテッドを付加した新エネルギー車事業などの更なる基礎固めや拡大を図る考えのようだ。

もう一つ、李強報告で目を引いたのが「新三種」、日本流に表現すれば「三種の神器」だ。これまで中国の輸出を牽引してきた「三種の神器」はアパレル、家電、家具だったが、近年の「新三種」はEV(電気自動車)、リチウム電池、太陽光パネル、このトリオが不振続きの輸出の新牽引車となりつつある。

新三種の個別銘柄についてご興味あれば、弊社の資産アドバイザーにお問い合わせください。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2024年(令和6年)3月28日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3